

東京交通サービス株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京交通サービス株式会社	令和元年10月7日から同月15日まで	第49期（平成29.4.1～平成30.3.31）及び第50期（平成30.4.1～平成31.3.31）の事業
局	交通局	令和元年10月4日及び同月17日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都交通局の自動車営業所や地下鉄保守庁舎等の食堂経営を目的として設立（旧社名：交通協力会給食株式会社）
主な沿革	昭和44年10月 設立 平成4年1月 現社名に変更 平成6年7月 駅務システム機器等の保守管理業務を受託し、以降、順次受託業務の範囲を拡大 平成21年3月 食堂事業を財団法人東京都交通局協力会に分離移管 平成22年3月 東京都交通局が会社の全株式を取得 同年4月 東京都監理団体に指定
事業の概要	東京都交通局等の施設の点検、保守管理業務及び同施設に関する各種工事の監理業務
所在地	東京都中央区東日本橋一丁目9番7号
組織	本社、21事業所
人員	役員10名（取締役8名（常勤3名、非常勤5名）、監査役2名（非常勤）） 従業員324名

都 と の 関 係	出資	資本金 2,000 万円の全額
	事業の委託 (表 1)	63 億 6,625 万余円 (平成 29 年度委託料) 67 億 9,554 万余円 (平成 30 年度委託料)
	経常収益に占める 都からの収益 (表 2)	経常収益 70 億余円うち 67 億余円 (96.0%)
	職員の派遣等	非常勤役員 5 名及び常勤職員 20 名を都から派遣 常勤役員 2 名が都退職者
	東京都政策連携団体等 (注 2)	都は団体を政策連携団体に指定し、財政・経営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況 に係る評価結果	平成 29 年度 : B 平成 30 年度 : B

(注 1) 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

(注 2) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体 (報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表 1) 主な委託事業

(単位 : 千円)

事業名	契約件名	委託料		
		第 48 期 (平成 28 年度)	第 49 期 (平成 29 年度)	第 50 期 (平成 30 年度)
駅務施設事業 (注 1)	駅務機器の保守点検業務委託	765,000	757,815	759,600
	三田線・新宿線・大江戸線可動式ホーム柵保守委託 (注 2)	-	285,400	339,100
	各駅における駅務機器移設作業委託	45,150	102,530	69,136
電気施設 事業	都営地下鉄変電所設備他保守業務委託	285,700	286,200	293,200
	三田線・大江戸線可動式ホーム柵保守委託	285,000	-	-
	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託	163,127	192,686	268,594
	都電荒川線電気設備点検委託	130,500	126,720	134,190
車両・機械 事業	都営地下鉄等機械設備保守委託	712,000	740,000	760,005
	三田線全般・重要部検査他	531,949	618,614	669,808
	日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託	345,020	346,747	345,984
	日暮里・舎人ライナー車両全般・重要部検査	165,783	194,332	241,794
	空気調和装置の点検等業務委託	178,996	177,755	179,051
土木・建築 事業	都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託	1,115,000	1,108,000	1,133,000
	東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託	350,140	367,455	377,464
	都電荒川線安全管理業務委託	145,700	147,040	151,693
	日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託	130,700	136,780	145,048
発電事業	日暮里・舎人ライナー駅昇降機設備点検及び保守委託	117,000	119,500	121,800
	発電所安全管理業務委託	32,668	32,913	34,071

(注 1) 第 48 期までは「駅務機器事業」

(注 2) 本業務は第 48 期以前は「技術事業」として整理している。また、第 50 期から新宿線の受託を開始。

(注 3) 第 49 期まで:「技術事業」、第 50 期以降:「電気施設事業」等 4 事業

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第48期 (平成28年度)		第49期 (平成29年度)		第50期 (平成30年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	6,164	100	6,596	100	7,078	100
都からの収益	6,003	97.4	6,366	96.5	6,795	96.0
他の収益	160	2.6	230	3.5	282	4.0

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、会社の事業について、事業領域拡大への対応力の強化や体制構築はなされているか、積極的な採用活動などにより人材の確保がなされているか、技術力向上と技術継承に向けた取組は適切かなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、技術力向上と技術継承に向けた取組などについては、技術的な着眼点からも検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

会社は、都交通局の鉄道・軌道施設及び車両等の保守管理業務を行っており、「高度な技術力と蓄積したノウハウをベースに、質の高いメンテナンスを提供し、都営交通の安全・安定輸送に貢献する」との企業理念に基づき、局と一体となってお客様の安全・安心を確保しつつ、サービスの向上に努めていくことを使命としている。

都からの収益の割合は会社の売上高（受託事業収入）の96%程度で推移し、都施策との連動性は極めて高い。近年は、自動改札機や自動券売機等の駅務機器の増設などによる駅務施設事業の増、駅の老朽化による改良工事の保安立会の増加などに伴う電気施設事業の増、利用者増に対応した車両数の増備に伴う車両・機械事業の増、駅のバリアフリー化に伴うエレベータ設置工事などの増による土木・建築事業の増などにより、それぞれの事業において、都からの受託金額はおおむね増加傾向にある。

会社は、「経営改革プラン」を策定し、5つの取組事項及びそれぞれの取組事項に対応した3年後の到達目標を設定して公表しており、第50期は、当該経営改革プランの初年度である。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第 48 期 (平成 28 年度)	第 49 期 (平成 29 年度)		第 50 期 (平成 30 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率	増減率	
売上高	6,164	6,596	431	7.0	7,078	481	7.3
経常利益	167	195	28	16.7	332	136	69.7
当期純利益	118	132	14	11.9	218	85	64.5
資産合計	2,257	2,527	269	12.0	2,804	277	11.0
純資産合計	1,311	1,434	123	9.4	1,645	211	14.7

ア 経営成績

売上高、経常利益及び当期純利益は、それぞれ第48期から継続して増加しており、第50期の当期純利益は2億1,821万余円となっている。これは、上記のとおり、局からの受託事業の増により売上高が増加する一方で、会社が外注費、人件費の抑制などの経営努力により、売上高の増に比して売上原価の伸びを抑えたことなどによるものである。

局の受託事業の増は、第49期においては、機器移設工事（駅務施設事業）の増など、第50期においては、電気・機械設備に関する駅構内工事の監理業務（電気施設事業）やホームドア設備の保守管理業務（新宿線）（駅務施設事業）の増などによるものである。

また、外注費、人件費の抑制の取組としては、第49期においては、駅務機器保守点検（駅務施設事業）における要員数の抑制、第50期においては、携帯・光工事（電気施設事業（自主事業））における直営率向上による外注費の抑制などがあげられる。

イ 財政状態

資産合計は、第48期から継続して増加している。これは、主に、売上高の増などに伴う当期純利益の確保により現金及び預金が増加したことなどによるものである。

負債合計も第48期から継続して増加している。これは、売上高の増などに伴う未払法人税等の増（第50期）や買掛金の増（第49期）による流動負債の増、社員の増加等に伴う退職給付引当金の増（第49期及び第50期）により、固定負債が増加したことなどによるものである。

さらに、純資産合計も第48期から継続して増加している。これは、継続して当期純利益を計上しているためである。

(3) 経営に関する評価

ア 会社の経営課題について

(ア) 積極的な採用活動などによる人材の確保

会社の固有社員について、労働力人口の減少に伴い、他社との人材獲得競争が激しくなっていることに加え、局の定年退職者の減少に伴い局OB社員の確保も困難になっている。

このため、会社は、採用活動期間の柔軟な設定や様々な採用チャネルの設定などにより採用活動の幅を広げるなどの努力を行い、第50期は、都立職業能力開発センターなど新たな採用活動先から合計19名の採用につなげている。

(イ) 技術力向上と技術継承に向けた取組

会社は、従来行っていた局との人材交流や局OB社員による技術継承のほか、同業他社への短期派遣や外部専門機関による研修の受講を促す等、社外ノウハウの積極的な活用を図っている。

また、自動改札機や自動券売機等の駅務機器の実機を購入し、保守点検や障害対応訓練の技術研修に活用することにより、技術力の向上、技術の継承を図っている。

(ウ) 事業に対応する会計区分への見直しと執行管理・情報開示

会社は受託事業を段階的に拡大し、現在では多岐にわたる保守管理を行っている一方で、会計は、これまで駅務施設事業と技術事業の2区分で経理してきた。会社は、都民などに事業の詳細を分かりやすく開示することや、執行状況の評価に役立てるために、技術事業を4区分にし、全部で5区分で経理することとし、第50期の決算書からこの区分によっている。

(エ) 事業領域拡大への対応力の強化及び体制構築

会社は、今後、駅施設の老朽化に伴い、駅大規模改良工事を中心に受注を拡大し、工事監理業務を会社の成長の柱に育て上げることを目指している。当該業務は、専門的な知識や経験を必要とすることから、専門の組織を設置するとともに、更なる局との人材交流や行政実務研修の受講を行うなど、事業の執行体制を整えるために、現在、局と協議中である。

(オ) 新技術を活用した安全性向上・業務効率化の取組

会社は、水力発電事業所点検作業等におけるドローンの活用について、ドローンの購入、社員のフライト資格取得を行い、これを用いた点検作業の試行を実施している。

また、新技術導入担当者を配置し、保守現場における新技術の活用状況について情報収集を行っているほか、ウェアラブルカメラや携帯端末による業務支援ツールの導入を検討し、作業の安全性向上及び業務効率化について取り組んでいる。

会社は、局の受託業務を着実に遂行することが求められていること、当該業務量が増加傾向となっていることを踏まえ、上記経営課題に集中的に取り組むなど経営努力を続ける必要がある。

イ 受委託における内部統制について

会社は、前記のとおり、都の政策連携団体に指定されており、売上高の96%程度を局からの受託事業が占め、その多くを外部に委託している。

先般、都が実施した他の政策連携団体の特別監察において、業務の不履行等の不適切事案や、それを防止する仕組みが有効に機能していなかったことなど内部統制上の問題が指摘されている。

そこで、会社の受委託等に係る業務の適正を確保する仕組みが整備され適切に運用されているかなどに着眼して監査を実施したところ、別項指摘事項に記載のとおり、次のような内部統制上考慮すべきことが認められた。

(ア) 発注担当者と同じ事業部門に属する検査担当者が業務の履行完了確認を行っているが、履行完了を十分確認していないなど、適時・適切に行われていない。

(イ) 各事業部門の所管管理課が支出伝票を起票し経理部に送付するが、履行完了届は各事業部門内で保管されており、経理部では検査完了を書面で確認していない。

業務の適正確保や不正防止の観点からは、業務を委託する発注、納品又は委託先の業務の完了を確認する検査、会計帳簿に計上する記帳及び委託先への代金の支払に至る一連の業務プロセスにおいて職務分掌を図る必要がある。発注担当とは別の検査担当が適時に業務の履行完了確認を行い、経理部は、事前に承認された発注書、履行完了届及び請求書の内容を相互に確認した上で債務計上するなど、各職務権限を分離した上で相互けん制を効かせる必要がある。

都と共に政策実現を目指す各政策連携団体においては、内部統制体制の構築と適正な運用に努め、事業運営上、適切な業務管理を行う必要がある。

ウ 利益剰余金の処分方針の策定について

会社は、過去3年間において、都からの受託契約による売上の増加などにより当期純利益が每期増加しており、この結果利益剰余金の水準は、第48期（平成28年度）の12億余円から第50期（平成30年度）の16億余円へ増加しているが、利益剰余金の処分方針については検討中であるとしている。会社は、前記経営課題への取組の視点も踏まえて、今後、利益剰余金の処分方針の早期の策定が望まれる。

エ 効率的な委託の徹底

上記ウで述べたとおり、局は、会社に対して利益剰余金の処分の方針の策定を求める一方で、委託契約に係る性能要件を維持・向上させつつ、会社に更なる効率性を発揮させることにより、より低廉な価格水準で事業を行わせることが望ましい。したがって、局は、上記イで述べた内部統制の問題を踏まえながら、更に高品質かつ効率的な委託とするために、会社の指導・監督を徹底する必要がある。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの

会社は、東京都交通局グループの一員として、鉄道・軌道事業の保守部門を担っており、局から、鉄道・軌道施設、車両等の保守点検業務を受託している。

この受委託契約事務について検証したところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(ア) 履行完了の確認について

契約事務規程において、締結した契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付が完了したときは、契約の相手方から履行完了届（注1）を提出させ、完了を確認するため、必要な検査（注2）を行い、検査合格の時をもって完了したものととしている。また、検査合格後、契約代金支払の請求書を提出させ、これに基づき速やかに当該代金支払の手続を行わなければならないとしている。さらに、検査に関する事務は経理部長が統括するとされている。

平成30年度に局から受託している車両保守業務等の契約に関して、会社が委託している15契約について見たところ、表3のとおり、8契約において、次のような事例が複数見受けられた。また、平成29年度についても同様の状況である。

- a 単価契約における指示の変更について、書面による変更手続が確認できない。
- b 月ごとの納品・検査・請求に基づき支払うとする契約において、受注者からの履行完了届を徴さず、検査を行わないまま、請求書を受け、契約代金支払の手続（債務計上し、計上月の翌月に支払）を毎月行っている。
- c 検査した日を記載する様式となっていない履行完了届があり、検査日が不明である。
- d 発注した一部の物品について、期日までに納品されていないにもかかわらず、発注全品の履行完了届及び請求書を受領し、契約代金支払の手続（債務計上し、計上月の翌月に支払）を行っている。
- e 局からの受託業務について、複数の委託契約により実施しているが、表4のとおり、その一部の委託契約の検査を実施する前に、受託業務の履行完了届を局に提出し、局の検査を受けている。

これらは、事業所管部において、物品の受領などにより履行が完了した認識はあるものの、規程に基づいた検査が適時・適切に行われておらず、履行完了の確認に不備があるにもかかわらず、契約代金の支払や局への履行完了報告を行っているものである。

このため、適正な契約事務の確保の観点から、今回検出された不適正事例を分析し、原因究明の上、有効な改善策を講じるなど、契約主管課による指導、契約事務に関する統制機能の強化を図る必要がある。

(注1) 物品の買入等については、納品書等に代えることができるとされているが、本項においては、これも含めて「履行完了届」という。

(注2) 少額契約の場合又は委託契約等の「検査員の検査を要しない契約」の場合は、事業主管部長の確認をもって検査に代えることができるとされているが、本項においては、これも含めて「検査」という。

(表3) 契約の概要と問題点の状況

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	推定総金額	受託者	問題点	
1	都電荒川線車両検修付帯作業(単価契約)(注)	平成30.4.1~平成31.3.31	1,556,064	A	(ア) e	
2	舎人ライナー車両全般・重要部検査(単価契約)	平成29.4.1~平成30.3.31	184,798,411	B		
		平成30.4.1~平成31.3.31	229,949,377			
3	日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託	平成29.4.1~平成30.3.31	304,369,812			
		平成30.4.1~平成31.3.31	304,153,812			
4	日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託付帯作業(単価契約)	平成29.4.1~平成30.3.31	59,657,148			
		平成30.4.1~平成31.3.31	86,815,908			
5	舎人ライナー車両用冷房装置等検査(単価契約)	平成29.4.1~平成30.3.31	11,900,520			C
		平成30.4.1~平成31.3.31	12,208,320			
6	都電荒川線空気ブレーキ部品検査(単価契約)	平成29.4.1~平成30.3.31	8,632,764			
		平成30.4.1~平成31.3.31	12,504,240			
7	空気ブレーキ部品及び試験器類運搬業務委託(単価契約)	平成29.4.1~平成30.3.31	2,247,912	D	(ア) a, b	
		平成30.4.1~平成31.3.31	1,879,200			
8	蛍光管・ランプ等購入(単価契約)	平成29.4.1~平成30.3.31	7,501,230	E	(ア) b, d	
		平成30.4.1~平成31.3.31	5,893,588			

(注) 平成30年度からの契約案件であり、平成29年度はない。

(表4) 委託契約の検査実施以前に、局に受託契約の履行完了届を提出している例

項目	局からの受託契約	会社からの委託契約
契約名	都電荒川線全般・重要部検査(単価契約)	都電荒川線車両検修付帯作業(単価契約)
内容	車体上げ及び台車抜き作業8501号車	
指示年月日	平成30年4月11日	平成30年4月11日
納期	平成30年4月16日	平成30年4月16日
履行完了届	平成30年4月16日	平成30年4月30日
履行完了届受付日	平成30年4月16日	平成30年5月7日
検査年月日	平成30年4月19日	平成30年5月7日

(イ) 契約代金支払の審査について

契約事務規程及び「受委託契約事務取扱の手引」(平成29年1月1日、東京交通サービス株式会社総務本部経理部契約課。以下「手引」という。)の職務分掌に基づき、事業所管部では、事業主管課が発注、部長が検査員、管理課が支出伝票の作成を行うとしている。また、経理部経理課は、支出伝票の審査及び支払を行うとしている。

この契約事務規程及び手引に基づく業務について見たところ、次のような状況が見受けられた。

- a 事業所管部管理課は、請求書の内容を確認の上、支出伝票に請求書を添付して経理部経理課に送付するとされているが、履行完了について書面で確認せず、支出伝票に添付していない。
- b 経理部経理課は、請求書の内容を確認の上、契約金額を支出する手続をするとされているが、履行完了について書面で確認していない。
- c 委託契約に関する支払については、各契約書において、支払条件を、検査完了後支払請求書を委託者が受理した日から30日以内としているが、請求書受理の記録がない中、支払予定日の30日以前の日付の請求書が支出伝票に添付されているものもあり、支払遅延防止の管理が適切になされていない。

これらは、各担当部署又は各部署間において、職務分掌に基づく業務の執行に当たっての確認や管理が十分でないなど、検査・支払業務プロセスにおける職務権限の相互牽制が適正に機能していないことによるものである。

このため、経理部経理課における支出伝票の審査に当たっては、検査完了や請求書受理日等の債務の確定に係る根拠書類の添付を求め、債務確定に基づく適切な支出金額の計上及び支払を確認するなど、委託契約の支払事務に関する内部統制を強化し、適正な業務執行を確保する必要がある。

会社は、会社の業務の根幹をなす受委託契約事務に関して、適正な業務執行を確保すべく内部統制を強化されたい。

(東京交通サービス株式会社)

(2) 局

ア 広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの

局は、都営交通の様々な広告媒体による広告を販売しており、この広告媒体及び販売広告掲出の一部の作業を、表5のとおり、会社に委託している。この契約について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(表5) 契約の概要

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
1	都電荒川線車内表示器の広告データ注入作業委託(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	1,024,634	東京交通サービス株式会社
		平成30.4.1～平成31.3.31	1,224,806	
2	電飾看板等保守業務委託(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	43,445,350	
		平成30.4.1～平成31.3.31	42,325,200	

(ア) 都電荒川線車内表示器の広告データ注入作業委託(項番1の契約)

仕様書において、作業内容は、局が指定する業者から提供されるUSBメモリを都電荒川線車内表示器へデータを注入し、広告データが正常に反映されたかを確認することとし、作業対象は、都電荒川線各車両の前後に設置する表示器2台、対象車号については、局が別途指示するとし、数量については、16回を最大とするとしている。

a 単価の設定について

本契約の単価については、1回当たりの単価としているが、①定期修繕作業等により作業対象車両数に変動が見込まれること、②1車両当たり作業時間を基に単価の積算(見積書の精査)を行っていることから、1車両1回当たりの単価とすべきである。

b 指示(発注)について

仕様書において別途指示するとした対象車号については、指示が確認できない。

また、各月1回ないし2回の発注を行っているが、期限等の必要事項を記載した適切な指示書による手続を行っていない。

c 履行確認について

仕様書において、提出書類は、完了報告書及び履行完了届とし、局職員による完了検査を受けなければならない、原則として完了報告書を基に検査を行うため、完了報告書にはUSBメモリ内に存在する広告データの各表示内容の画像を添付することとしている。

完了報告書について見たところ、前述bのとおり、期限や対象車両を示す指示書がないこと、また、完了報告書には、一部の車両の作業後の画像しか添付されていないことから、作業すべき内容が漏れなく期限まで完了したかなど、適正な履行であるか確認できない。

(イ) 電飾看板等保守業務委託（項番2の契約）

本契約の委託内容は、都電荒川線停留場の停留場看板及び停留場電飾看板、都営地下鉄駅の駅構内看板及び駅構内電飾看板の定期清掃業務、臨時補修業務である。

このうち、臨時補修業務については、仕様書において、局又は媒体管理受託者からの依頼により、不具合の発生した電飾看板等の補修を行うとし、媒体管理受託者からの依頼の場合は、局に確認した後に補修を行うとしている。また、駅等を巡回中に電飾看板の不具合を発見した場合は、局に連絡の上、適切な補修を行うとしている。

この依頼及び確認について本契約の受注者である会社において見たところ、平成31年3月11日の媒体管理受託者からのメールによる依頼1件を除いては、口頭で行ったとしており、確認できるものがない。また、具体的な期限も示されていない。

このため、会社は、当該業務を委託契約により実施しているが、適切な依頼がないことから、会社において適切な指示及び履行確認ができない状態である。

また、局においても、会社から提出された報告書について、補修が、漏れなく期限まで完了したかなど、適正な履行であるか検査できない。

これらの契約は、広告枠の販売等により広告料収入を得ている広告事業関連の委託であり、販売した掲載期間や仕様・条件を損なわないように管理すべきものであるから、広告データの正常な反映や、広告媒体の補修については、適時適切に遺漏なく履行されることを担保できるよう、期限を付すなど適切に指示し、これに基づき確認する必要がある。

局は、広告事業に関する委託契約を適切に行われたい。

(交通局)

イ 委託契約の適正な履行を確保すべきもの

局は、会社に対して、平成29年度は合計63億余円（40件）、平成30年度は合計67億余円（48件）の委託契約を締結している。

これらの委託契約は会社の売上高の96%を占めるものであり、会社は、局から受託した業務の60%（注）については、再委託により実施している。

本監査において、これらの委託業務及び会社における再委託について見たところ、前述の会社宛て指摘事項（1）ア及び局宛て指摘事項（2）アのとおり、

- ① 再委託契約の履行完了確認前に、局に委託完了報告している
- ② 局の指示及び確認が適切でない

などの事例が認められた。

局が会社に委託している契約は、鉄道・軌道施設、車両等の保守点検業務など、局と一体的な事業運営・安全体制が必要な業務とされているものであり、都営交通の安全・安心の確保に関する重要なものである。

また、政策連携団体においては、団体の内部統制体制の構築と適正な運用に努め、事業運営上、適切なリスク管理を行う必要があるとされており、局においても、団体と緊張感のある関係を保ちつつ、適切な指導を行う等、一層のガバナンス確保に向けた取組が求められている。

本監査で指摘した事項は、これまでの局の監督・検査では把握できなかったものであるから、今後は、委託業務における品質向上に資するような指導・統制の強化や監督・検査の厳格化、あるいは契約方法・仕様の見直しなど、委託契約について、適正な履行が確実に担保できる方策を講じる必要がある。

局は、委託契約の適正な履行を確保されたい。

（交通局）

（注）会社の平成30年度受託金額に対する、外部への平成30年度委託金額の割合で算出したもの

(3) 局及び団体

ア 局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの

会社が局から受託する契約の中には、各種保守点検業務を遂行するに当たって必要な常駐場所や仮泊場所などの確保を目的として、局施設を借用しているものがある（注）。

ところで、会社は、第49期において、局から借用する施設においてパーテーションの撤去等の改修工事を行っている（2件、工事費合計1,981万余円）が、本件局施設の改修等の申請及び承諾について文書による記録がされていないことが認められた。

局施設の借用に当たって、会社が当該借用施設に改修等を施す場合は、局に改修等の実施について文書により申請を行い、局の承諾を受ける必要がある。

局及び会社は、局借用施設の改修等に係る事務を適切に行われたい。

（東京交通サービス株式会社）

（交通局）

（注）会社が業務を行う21事業所中17事業所が都施設。残る4事業所は会社が他民間会社との賃貸契約により確保している（平成30年4月1日現在）。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 駅務施設事業（第48期までは「駅務機器事業」）の主な実施状況

項番	業務	対象	実績				備考
			第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	単位	
1	駅務機器保守管理（注）	駅務機器保守点検対象台数	2,103	2,413	2,615	台	
2	駅務機器移設作業	駅務機器移設作業駅等数	12 その他1か所	11	7	駅	
3	ホームドア保守管理	三田線、大江戸線 新宿線（第50期より）	3,120	3,120	4,480	組	第48期までは技術事業

（注）駅務機器：自動改札機、券売機、精算機、カウンター内機器など駅務に必要な機器

イ 電気施設事業等4事業（第49期までは「技術事業」）の主な実施状況

項番	第50期の事業区分	業務	対象		実績			単位
					第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	
1	電気施設事業	変電設備保守管理	都営地下鉄・荒川線・モノレールの全変電所保守点検、変電所工事立会	地下鉄	42	41	41	箇所
				その他	11	11	10	
2		駅構内工事保安業務	駅大規模改修、換気更新、耐震補強、信号通信工事、保守点検（対象：地下鉄4線及び荒川線）立会	夜間	1,773	2,907	4,285	回
				昼間	1,304	1,718	1,940	
3		電機設備工事監理等業務	電気設備及び機械設備の更新並びに駅大規模改良工事に伴う地下鉄工事の工事監理等業務		-	-	11	案件
4		荒川線保安設備等保守管理	踏切道保安設備		96	96	96	箇所
			電話機総数		130	130	130	台
			通信ケーブル		32.6	32.6	32.6	km
			電車線路		25.3	25.3	25.3	
5		地下鉄車両保守管理	三田線車両の全般重要部検査 浅草・三田・大江戸線車両の空気ブレーキ検査等	三田線	9	10	10	編成
				浅草線	7	8	3	
				大江戸線	14	15	15	
6		日暮里・舎人ライナー車両の保守管理	全般重要部検査		20	20	20	両
	検車業務及び月検査		85	90	90			
7	駅機械設備保守管理	駅冷房設備		97	97	100	駅	
		駅換気設備		95	95	95		
		駅排煙設備		93	93	93		
		ポンプ設備		93	93	93		
		駅機械監視装置		95	95	95		
		変電所空調設備		47	47	42		箇所
8	駅居室等空調保守管理	空調機器等（地下鉄4線、日暮里・舎人ライナー）		3,137	3,080	3,080	台	
9	日暮里・舎人ライナー安全管理	連絡待機		208	208	208	回	
		施設外観、軌道の監視		9.7	9.7	9.7	Km	
		駅		13	13	13	駅	
		ポイント		42	42	42	箇所	
10	駅舎等修繕	駅での小規模修繕		102	102	102	駅	
11	昇降機保守管理	エレベータ		260	262	265	基	
		エスカレータ		753	752	755		
12	荒川線土木軌道施設保守管理	軌道		12.2	12.2	12.2	km	
		停留場		30	30	30	箇所	
		ポイント		20	20	20	箇所	
		軌道の修繕・改良工事等の工事監理		5	5	5	案件	
13	発電事業	水力発電所安全管理	安全管理・財産管理・巡視及び点検業務・立会等	発電所	3	3	3	箇所
				ダム	1	1	1	

ウ 自主事業の主な実施状況

第50期の事業区分	発注元	業務内容	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	単位
電気施設事業	駅構内等に光ファイバーケーブル等を設置する各通信事業者等	携帯電話基地局等設備の保守立会等	1,783	2,990	3,406	回

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)		第50期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	6,164	6,596	431	7.0	7,078	481	7.3
売上原価	5,723	6,085	361	6.3	6,413	328	5.4
売上総利益	441	510	69	15.8	664	153	30.0
販売費及び一般管理費	288	328	40	14.0	337	8	2.7
営業利益	153	182	29	19.1	326	144	79.0
営業外収益	15	14	△1	△9.5	6	△8	△57.3
営業外費用	1	0	△0	△24.2	0	△0	△69.4
経常利益	167	195	28	16.7	332	136	69.7
税引前当期純利益	167	195	28	17.2	332	136	69.7
法人税及び住民税等	64	76	12	18.6	129	53	69.4
法人税等調整額	△15	△13	2	△16.3	△15	△2	15.3
当期純利益	118	132	14	11.9	218	85	64.5

イ 主要経営指標の推移

項目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	6.9	7.3	11.7	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	2.5	2.8	4.6	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	2.7	2.6	2.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	97.3	97.0	95.3	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	143.5	292.7	1604.8	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円)

科目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)		第50期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	1,763	1,670	△ 92	△ 5.2	1,863	192	11.5
現金及び預金	793	409	△ 383	△48.4	567	158	38.6
売掛金	867	1,151	284	32.8	1,224	73	6.3
その他	102	109	7	7.0	70	△ 38	△35.4
固定資産	493	856	362	73.4	940	84	9.9
有形固定資産	63	66	3	5.0	77	10	16.4
無形固定資産	13	24	10	72.5	18	△ 5	△22.3
投資その他の資産	416	765	349	83.9	844	79	10.3
資産合計	2,257	2,527	269	12.0	2,804	277	11.0
流動負債	738	864	125	17.1	899	35	4.1
買掛金	467	527	60	12.9	513	△ 13	△ 2.6
リース債務	12	12	△ 0	△ 6.9	0	△ 11	△ 98.3
未払法人税等	31	40	8	26.4	92	52	129.0
賞与引当金	76	81	5	6.9	88	6	8.2
その他	149	202	52	35.4	204	2	1.1
固定負債	207	227	20	10.0	258	30	13.6
リース債務	12	0	△ 12	△98.4	0	△ 0	△100
退職給付引当金	194	227	32	16.8	258	31	13.7
負債合計	945	1,092	146	15.5	1,158	66	6.0
株主資本	1,311	1,433	122	9.4	1,642	208	14.5
資本金	20	20	0	0	20	0	0
利益剰余金	1,291	1,413	122	9.5	1,622	208	14.7
純資産合計	1,311	1,434	123	9.4	1,645	211	14.7
負債及び純資産合計	2,257	2,527	269	12.0	2,804	277	11.0

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	算式
流動比率	238.8	193.3	207.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	58.1	56.7	58.6	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	32.5	51.5	49.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

「経営改革プラン改訂版（2019年度）」に記載の取組事項及び3年後の到達目標

取組事項	3年後（2020年度）の到達目標（抜粋・要約）
（ア）先を見据えた積極的な採用活動による人材の確保	交通局を支える総合保守会社としての役割をはたしていくため、労働市場の環境変化に柔軟に対応した採用活動を実施してより優秀な人材を獲得するとともに、待遇改善策を講じて固有社員が増加する中においても現在の高い社員定着率を維持している。
（イ）人財重視の経営 （技術力向上と技術継承に向けた意識改革及び働き方改革を実行）	これまでは局OBから固有社員への技術継承が基本であったが、より専門性の高い工事監理業務については、都派遣職員を受け入れ、固有社員への技術継承を行っていく。
（ウ）分かりやすく丁寧な財務情報の開示と執行管理の継続的改善	早期に会計区分を細分化することで、経年比較がすでに可能な状態で情報開示を行い、都民をはじめとするステークホルダーに分かりやすく丁寧に経営の状況を伝える責任を果たしている。
（エ）局と団体の技術ノウハウの共有化を通じた円滑な「技術移転」の仕組みの構築	事業領域拡大にむけ、保守管理の経験を積んできた人材を工事監理部門に移行させるとともに、新たなノウハウの獲得が求められることから、交通局と当社の双方にメリットがある戦略的な人材交流を行い、技術移転に向けた仕組みづくりを進展させる。
（オ）新技術を活用した安全性向上・業務効率化への対応	東京都の外郭団体として安全性向上や業務の効率化を図ることを目的に新技術を積極的に取り入れることとする。